



冤罪・布川国賠ニュース

第14号 2015.4.9

冤罪・布川国賠

冤罪・布川事件の国家賠償請求訴訟を支援する会 発行

布川国賠裁判の今を知り
布川国賠裁判の意義を確認する

第4回総会

とき 5/9(土) 13:30~

場所 平和と労働センター大ホール

《 内容 》

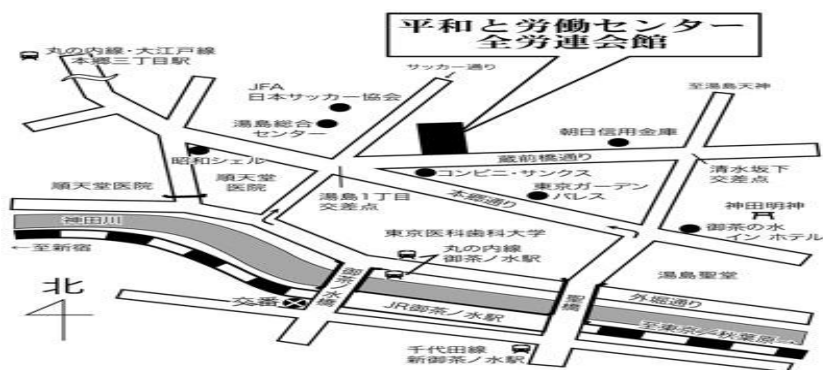
13:30~14:00 2014年度活動報告、2014年度会計報告
2015年度活動方針採択

14:00~14:30 弁護団報告

弁護団事務局次長 福富美穂子弁護士

14:30~16:00 桜井昌司ミニコンサート&懇親会

(懇親会費 2500円)



布川国賠裁判報告 ～報告集会

3/10 第9回口頭弁論

I 証拠開示について

文書提出命令申立てに対して 警察が意見書を提出

警察が提出した意見書によれば、「科学捜査研究所にあるポリグラフ検査記録紙はもっとも古いもので昭和60年のもの。警察では古い使わない書類は根本町倉庫に移して保管していたが、根本町倉庫にあった書類は61年8月に水害で流れてしまった。したがって、桜井さんのポリグラフ検査記録紙も他の古い書類と共に水害で流されてしまったと『推測』される。」というのだそうです。弁護団はその「怪しさ」を指摘する意見書を準備するとのことでした。

弁護団、文書提出命令申立（2）を提出

弁護団はさらに次のような文書の提出命令を申し立てました。①杉山さんのもう一本の取調べ録音テープ、②桜井さんの勾留中の様子を記した被疑者状況録③桜井賢司さんの初期の供述録取書や捜査報告書④有元検事の角田さんに対する供述録取書、⑤沢辺くにさんの初期の供述録取書・捜査報告書⑥花島昭子さんの供述録取書・捜査報告書⑦花島政雄さんの供述録取書や捜査報告書、です。

いずれも他の証拠からあることが確実にわかっている書類で、捜査・起訴の違法を主張するうえで必要な証拠です。

II 捜査の違法再反論の準備書面を提出

報告集会で、谷萩陽一弁護団長は双方の主張が出尽くした領域に入りつつあるが、「水戸納豆のように粘り強く」あきらめずに反論していると述べました。また別件勾留・再勾留、逆送の違法を担当している佐藤米生弁護士は、「水をかけられたら全部かけ返す」、虚偽自白の形成過程の違法を担当している山本裕夫弁護士も、「泥仕合の中でできるだけ澄みきった清らかな

主張」をしたと、一步も引かず論争していることを表現しました。

具体的には、別件の窃盗での勾留再勾留を利用した取調べについて、判例学説や裁判官の論文等を引用して反論、例えば仁保事件で別件窃盗の裁判を遅らせて弁護人との接見を遅らせたことが取調べの違法と認められたことを指摘、したとのことでした。

また、虚偽自白の形成過程での違法については、理論的に国賠法上の違法といえる点、吉田検事が自白や証人の供述の齟齬を無理やり変更・削除する積極的な役割を果たした点、再審で自白の任意性に踏み込んだ判断をされた点を主張したとのことでした。

コンサート&シンポジウム 「冤罪被害者から見た司法改革」

2/21 水戸 JA 農協会館

250名を集め、大成功！

2月21日、水戸JA農協会館で開かれた集会は、250名を集め、大成功でした。第1部は桜井さんのコンサート。



2/21「冤罪被害者から見た司法改革」第2部

第2部は谷萩陽一布川弁護団長による司法改革についての簡単なわかりやすい解説の後、冤罪被害者によるシンポジウム。出席者は、北陵クリニック事件の守大助さんのご両親、袴田事件の袴田秀子さん、足利事件の菅家利和さん、志布志事件の川畑幸夫さん。

冤罪被害者である桜井さん自身がコーディネーターとなって進める第2部シンポジウムは、お互いの個人的繋がりも加味されて今の司法が冤罪者にとってどういうものなのか、よく伝わりました。冤罪をなくすための熱意は共通するものの、それぞれの思いの違いもわかり、専門家の解説とは一味違ってとてもよかったです。

第1部の桜井さんの歌も味わい深く、腕を上げられたように感じました。佐藤光政さんの飛び入りのお話でも当時の塀の中と外の思いがよくわかりました。

桜井さんらしい、今後の冤罪の集会の一つの形が誕生したように思えました。

「まだ出て来そう」

桜井昌司

今、裁判は文章提出命令と言う民事裁判では証拠開示を求めている段階ですが、その請求の1つが「嘘発見器記録」です。警察は「根本町倉庫から洪水で流出した」として、「保管記録も含めて流出したので、何もわからない」と回答して来ました。

ところが、水戸市根本町一帯は、昭和61年の大洪水以前にも、何度も出水し、水の被害がある地帯であることが判りました。それだけではなくて、警察が「洪水で流出した」とする61年洪水も、その前日、すでに根本町一帯では出水の被害があつて、洪水当日は、各世帯では出水での被害作業をしていたと言う事実も判りました。

なぜ、そのような場所に証拠を保管したのか、なぜ洪水当日、やすやすと証拠を流出するままにしたのか、もう少し警察に調査を求める必要があります。

根本町倉庫の問題だけではなくて、私たちのアライバイ成立に繋がる問題も、今、弁護団は調査しています。もう48年になる布川事件ですが、今でも調査すれば判明する事実のことを思いますと、あの当時、もう少し真剣に警察と検察が、私たちの主張を調べていれば、確実に無実の証拠を得られたのです。捜査懈怠、捜査不十分は明白で、その責任は免れないだろうと思います。

今、国会では法制審議会の答申案が審議されようとしています。盗聴や密告での司法取引を導入する反面、問題の取調べ可視化は、たった3パーセントの事件でしか行わない、冤罪を増やしこそすれ、冤罪防止には役に立たない法案です。国会審議では、

ぜひ私を国会に呼んでもらい、いかに冤罪者の願いを無視した法案であるかを発言したいと願っていますが、「桜井は係争中で招くことはできない」と法務省は反対しているそうです。何人かの国会議員さんは「何とか招けるようにします」と言って下さっていますので、国会で発言できる日を楽しみにしています。

先にも書きましたが、あるテレビ局のバラエティ新番組の、その初めに「冤罪当事者を招いてのトーク番組としたい」と言う連絡が来しました。多分、これこそ私は「係争中」で流れるでしょう、誰でも知っているだろうお笑いコンビ「ダウンタウンの新番組」の初回が「冤罪者のトーク」と聞いて、改めて「冤罪」は社会に認知されたのだと知る思いでした。

2月に行った水戸集会が大成功だったことで、同じような集会を開きたいと言うところも出て来ました。私の出来ることをして冤罪仲間の力となり、冤罪を生まない司法を実現したいと願う私の思いは、少しずつ力になりつつあるのでしょうか。

次回裁判からは新しい裁判長になります。どのような訴訟指揮をする人かは判りませんが、今後も全力を尽くします。



2/21「冤罪被害者から見た司法改革」第1部

❖「密告盗聴反対!なくせ冤罪 3.20 集会」

文京区民センターで開かれた集会には、250 名が集まりました。

新しい司法制度で、取調べの全過程が可視化されるとは言われているものの、例外があり、対象事件が全事件の3パーセントに満たない可視化は、冤罪をなくすための制度改革としてあまりに不十分であり、新たに認められた司法取引(密告取引)はむしろ冤罪を生む危険をもつ。そもそも冤罪をなくすために、はじめられたはずの司法制度改革が、盗聴法の拡大と抱き合わせにされ、監視と密告が強化された社会をつくることに組み込まれているとして、今後国会でのロビー活動を強めていくことが確認されました。

★署名をありがとうございます★

署名数 総計 8, 272 筆!

(3月31日現在)

救援会大阪府本部 10 救援会茨城県本部 93
塩田哲子 30 南紀代子 15 救援会福岡県本部
17 救援会東京都本部 8 水戸翔法律事務所 56
(敬称略)

★冤罪の責任を問う布川国賠を支援する 会の活動にご協力ください!

- ・年会費 1口 1000 円/1 年
 - ・郵便振替
口座番号 00170-8-485425
口座名 布川国賠を支援する会
 - ・三井住友銀行 高田馬場支店(普通預金)
口座番号 4711084
口座名 布川国賠を支援する会(「カワカハ」イニシャル付)
- 会員数 402 名(3/31 現在)
櫻井司法研究所は冤罪をなくすための活動の

拠点になりつつあります! 維持し続けるために
会員拡大をお願いしています。
ぜひご協力ください!

【お知らせ】

★担当裁判官が交代!

石栗正子裁判長が3月末で移動しました。

★訃報

3月18日、布川事件守る会で大きな役割を果たされた吉田丈夫さんがお亡くなりになりました。心よりご冥福をお祈り申し上げます。

日程経過

2月21日(土)13:00~16:00

「冤罪被害者から見た司法改革」
(水戸 J A 農協会館 4 F 会議室)

3月9日(月)氷見事件国賠勝訴

3月11日(水)11:00~布川国賠第9回口頭弁論

3月20日(金)「密告盗聴反対なくせ冤罪 3・20 集会」

3月27日(金)18:00~

「袴田事件再審開始決定1周年記念全国
集会」(弁護士会館クレオ)

当面の行動予定

4月13日(月)17:00~

大崎事件第3次再審請求へ向けての集会
—再審開始決定を勝ち取るために(弁護士会館クレオ)

5月9日(土)13:30~

布川国賠を支援する会総会(平労会館)

6月10日(水)12:00~13:00 東京地裁前宣伝

14:00~布川国賠第10回口頭弁論

※時間にご注意ください

6月27日(木)18:00~名張事件東京集会(星陵会館)

発行 冤罪・布川事件の国家賠償請求訴訟を支援する会

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1-26-12 高田馬場ビル505号室
Tel. 03-6278-9796 Fax. 03-6278-9798
E-mail: kwntp153@ybb.ne.jp

発行責任者 中澤宏